令和６年度公用車レギュラーガソリン単価契約に係る売買単価の変更について

(別紙１)

１　物品調達標準契約書第７に基づく契約代金が不適当となったときは、経済産業省資源エネルギー庁が公表する「石油製品価格調査」における第３月曜日調査の長野県価格を用いて下記の計算式により単価を変更する。

｛Ｆ３－Ｆ２｝≧３

の場合に、次のとおり単価を変更する。

新変更単価＝Ａ×１．１

※注　Ａ：Ｆ３×Ｐ／Ｆ１とする

　　　（ただし、Ｐ／Ｆ１≧１の場合はＡ＝Ｆ３とする）

Ｆ１：令和６年３月の石油情報センター長野県価格

Ｆ２：前回変更協議時の石油情報センター長野県価格

Ｆ３：変更協議時の石油情報センター長野県価格

　　Ｐ：契約単価

Ａ、Ｆ１、Ｆ２、Ｆ３、Ｐは、消費税抜きとし、10銭未満切捨てとする。

２　変更協議の時点は、毎月第３月曜日調査の石油情報センター長野県価格公表日とする。

３　変更契約の必要が生じた場合に発注者は、変更内容を受注者に通知し、翌月の1日付けで変更契約を締結する。なお、同月中は、再度の変更契約の締結は行わない。